

# 青森県報

第二千四百四十四号

平成十七年  
二月二十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出	(水産振興課)	一
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課)	一
右 同	( 同 )	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経 理 課)	二
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県 民 生 活 政 策 課)	二
林業用種苗生産事業者の登録の失効	(林 政 課)	三
建設業者の許可の取消し	(青森県土整備事務所)	三
右 同	( 同 )	三
右 同	(十和田県土整備事務所)	三
右 同	( 同 )	四
右 同	( 同 )	四
出先機関	( 同 )	四
土地改良区の清算人の退任	(農林水産部)	四

## 告 示

## 示

青森県告示第百十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ

り、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 名 称 尻 尻 下北郡東通村大字尻字尻八番地二 向 井 正 喜 下北郡東通村大字尻字尻二〇番地一 向 井 忠 美 下北郡東通村大字尻字天神林三九番地一 吉 野 正 男	期 間 平成十七年二月二十三日から同年三月九日まで 場 所 尻字漁業協同組合

青森県告示第百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、青森都市計画公園事業の事業計画の変更を平成十七年二月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業(三・三・八号浜田中央公園)

三 事業施行期間

平成十年五月十三日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

青森県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画広場事業の事業計画の変更を平成十七年二月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画広場事業（第一号駅前公園）

三 事業施行期間

昭和五十九年二月二日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

青森県告示第百二十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十七年二月二十八日から施行する。

平成十七年二月二十三日

第二号の表中

青森県知事 三 村 申 吾

十和田市農業協同組合深持支所

十和田市大字深持

及び

十和田市農業協同組合四和支所

十和田市大字米田

十和田市農業協同組合三本木支所

十和田市東一番町

を削る。

十和田市農業協同組合切田支所

十和田市大字切田

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年二月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人どんぐりの家

三 代表者の氏名

西山 光子

四 主たる事務所の所在地

三戸郡三戸町大字川守田字東張渡九の一六

五 定款に記載された目的

この法人は、三戸町及びその周辺地域に在住する心身に障害のある人たちとその家族に対して、地域生活を営む上で必要な支援、療育相談、地域社会参加を促進するための支援に関する事業を行い、全ての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の

実現を目指し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

林業用種苗生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により

公告する。

平成十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	生産事業者		生産事業の内容		事業所	失効年月日	
		氏名又は名称	住 所	種 類	苗 木			名 称
二六五	昭和五・九二四	角田 健弥	北津軽郡金木町大字金木字朝日山三七九	採種 精選	幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	角田苗畑	北津軽郡金木町大字金木	平成二七・二四

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社マルケン住設
- 二 代表者の氏名 千葉 健一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字月見野三七七の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（特・一）第一〇八四六号
- 五 取消年月日 平成十七年二月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年二月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

- 一 商号又は名称 竜弘園
- 二 氏名 山中 鐵弘
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市春日台三丁目一五四の五〇八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一一七六八号
- 五 取消年月日 平成十七年二月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年一月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社桃栄

二 代表者の氏名 横川 伸一

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字赤坂二三の二三

四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第一四五八四号

五 取消年月日 平成十七年一月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、電気、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年十月三十一日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 世永水道

二 氏名 世永 雅裕

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰹ケ沢町大字赤石町字宇名原一一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一四三二五号

五 取消年月日 平成十七年二月八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、舗装、水道工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年十二月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した新釜土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十七年二月二十三日

下北地方農林水産事務所長 原 口 健 二

氏 名	住 所	退任の年月日
笹谷貫三	下北郡大間町大字奥戸字浜町通一四の三	平成一六・三・三
両角峯雄	” ” ” ” 字奥戸村二六	”
菊野良祐	” ” ” ” 字向町五〇	”
和田宗治	” ” ” ” 字新釜一六の二	”
佐々木巳代司	” ” ” ” 字材木一八の一	”

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一間屋町丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭